

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)新白滝山風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年9月3日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新白滝山風力発電事業 環境影響評価方法書について、JR 東日本エネルギー開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、山口県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山口県下関市及び長門市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大77,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和5年8月22日
環境大臣意見受理	令和5年11月6日
経済産業大臣意見	令和5年11月14日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和6年3月19日
住民意見の概要等受理	令和6年5月27日
山口県知事意見受理	令和6年8月20日
経済産業大臣勧告発出	令和6年9月3日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、中村
電話03-3501-1742（直通）

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称) 新白滝山風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査にあたっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、ハチクマの渡り経路となっている可能性があることなどから、鳥類の調査にあたっては、専門家の助言を踏まえ、定量性が確保されるように適切な調査、予測及び評価を行うこと。
3. 工事の実施に伴い発生する廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、最終処分量、再利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(山口県知事からの意見書の写しを添付)